

概要版

第6次岡山県人権政策推進指針

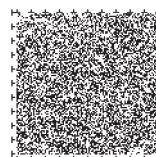
「共生社会おかやま」の実現を目指して



人権啓発キャッチフレーズ

ひろげよう あふれる笑顔と 思いやり

岡山県



第6次岡山県人権政策推進指針の体系

基 | 本 | 理 | 念

—「共生社会おかやま」の実現—

すべての人々が、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、共に生活する社会

生命と尊厳を
守る社会

互いに多様性を認め
支え合う社会

公平な機会を
保障する社会

人 | 権 | 施 | 策 | の | 推 | 進

施策の推進方策

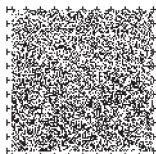
- 人権尊重の視点に立った行政
- 人権啓発・人権教育
 - ・啓発・教育の在り方
 - ・さまざまな場での啓発・教育（学校、家庭、地域、職場）
 - ・特定の職業に従事する者への研修等
- 相談・支援及び救済

課題別施策の推進

- ① 課題横断的な人権課題
 - (1) インターネット上の人権侵害
- ② 各人権課題
 - (1) 女性
 - (2) 子ども
 - (3) 高齢者
 - (4) 障害のある人
 - (5) 同和問題
 - (6) 外国人
 - (7) ハンセン病患者・元患者及びその家族
 - (8) 患者等 ・ HIV患者・エイズ
・その他の疾病等
 - (9) 犯罪被害者及びその家族
 - (10) 性的マイノリティの人々
 - (11) ホームレス（路上生活者）
 - (12) 自殺問題
 - (13) 被災者
 - (14) 刑を終えて出所した人及びその家族
 - (15) 中国残留邦人とその家族
 - (16) 拉致問題

推 | 進 | 体 | 制

- 県における体制
- 国や市町村等との連携・協力
- 民間（県民、ボランティア、NPO、企業、大学など）との協働



策定の趣旨

本県では、県が進める人権施策の基本的な考え方などを示す「岡山県人権政策推進指針」を平成13年3月に策定し、以降、5年毎に見直しを行い、国、市町村、関係機関等と連携・協力の下に、人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進してきました。

しかし、依然として、インターネット上の人権侵害、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病患者・元患者及びその家族などさまざまな人権問題が存在し、複雑・多様化しています。

また、インターネット上のいじめ・誹謗中傷、国籍、性別、障害など特定の属性を有する者へのヘイトスピーチ、性的マイノリティの人々に対する人権侵害、災害時における被災者への配慮不足などの問題も起きています。

このため、社会経済情勢等の変化や法律等の制定や改正、新たな問題の発生、「人権問題に関する県民意識調査」の結果などを踏まえて、基本理念「共生社会おかやま」の実現のため、「第6次岡山県人権政策推進指針」を策定しました。

基本的な考え方

《基本理念》

——「共生社会おかやま」の実現——

一人ひとりが身近なことから人権について考え、生活や活動の中で主体的かつ積極的に取り組むとともに、すべての人々が、社会の一員としてお互いを尊重し支え合いながら、共に生活する「共生社会おかやま」の実現を目標とし、次のような社会を目指して、人権施策を総合的に推進します。

●生命と尊厳を守る社会

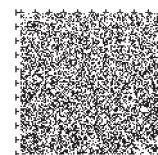
すべての人々が、誰からも偏見や差別、さらには暴力を受けることなく、お互いの生命と尊厳を守り、安全に安心して暮らすことのできる社会

●互いに多様性を認め支え合う社会

すべての人々が、多様な生き方や考え方などを認め合い、きずなを大切にして、共に支え合い、心豊かに暮らすことのできる社会

●公平な機会を保障する社会

すべての人々が、性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、公平な機会を保障され、能力と個性を発揮し、希望を持って暮らすことのできる社会



施策の推進方策

1 人権尊重の視点に立った行政

- 職員一人ひとりが、県行政のすべての業務は人権に関わっているとの認識を持ち、人権尊重の視点に立った行政の担い手であることを自覚して業務に当たります。
- 業務上知り得た個人情報の管理等については、「個人情報保護法」「個人情報保護法施行条例」等を遵守して、適切に行います。
- 体系的な職員研修を通じて、人権について正しく理解し、人権尊重の視点から問題意識を持って業務に当たります。

2 人権啓発・人権教育

(1) 啓発・教育の在り方

県民一人ひとりが人権の意義や重要性を理解するとともに、さまざまな人権問題を自己のこととして捉える人権感覚を育み、日常生活における行動変容につなげることができるよう啓発・教育を推進します。

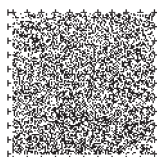
- ・人権週間等さまざまな人権に関する週間、月間等を中心に計画的な啓発の推進
- ・時宜を捉えたテーマや具体的な人権課題に即し、親しみやすくわかりやすい啓発資料の作成・提供
- ・マスメディアやインターネットなどの効果的な活用と民間のアイデアや手法の採用
- ・研修における参加者間の交流会や意見交換会、参加体験型の手法の導入
- ・人権尊重の視点を位置付けた学校等における情報化社会への対応
- ・指導者の養成、資質の向上や人権に関する情報の収集・提供

(2) さまざまな場での啓発・教育

さまざまな場で、対象者の発達段階、ライフサイクルなどに応じて啓発・教育を推進します。また、人権に関わりが深い業務や職業の従事者に対して研修を実施します。

ア 学校等

- ・人権尊重の理念や人権教育が目指すものについて明確にした教育指導や学校運営
- ・幼児、児童生徒の発達段階に応じた人権教育の推進
- ・教育上配慮を必要とする子どもの自立支援
- ・他者の考えや気持ちがわかる想像力や共感的な理解力、コミュニケーション能力、人間関係を調整する能力等の育成
- ・多様な集団活動や自然体験、社会体験、交流活動など豊かな体験機会の充実
- ・高等教育機関におけるハラスメント防止の取組や人権教育等の充実の支援



イ 家庭、地域

- ・保護者の養育能力の向上を目指した学習機会の充実等による家庭教育への支援
- ・情報提供や指導者の養成等による市町村等への支援
- ・多様な集団活動や交流・ボランティア活動等の体験的な活動の促進

ウ 企業等

近年の「ビジネスと人権」に関する社会的な関心の高まりを背景に、求められる企業活動における人権尊重の行動について、企業の自主的な取組を促進します。

- ・応募者の適性と能力に基づいた基準による採用選考
- ・個性と能力を発揮できる職場づくりのための多様で柔軟な働き方の推進
- ・さまざまなハラスメントの防止
- ・公正採用選考人権啓発推進員の設置促進と人権啓発研修会の開催等

エ 特定の職業に従事する者への研修等

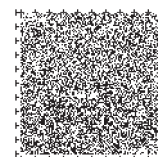
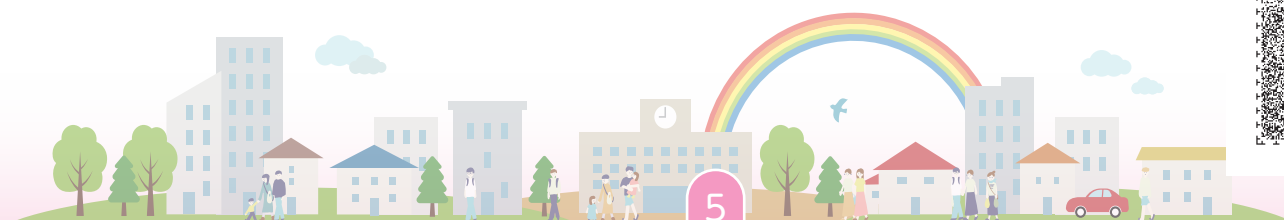
- ・生命や身体の安全、個人のプライバシー保護など、人権に関わりが深い業務や職業に従事する者に対する研修

（行政職員、教職員及び社会教育関係職員、警察職員、医療・保健・福祉関係者、
消防職員、メディア関係者）

3 相談・支援及び救済

複雑・多様化する人権問題に迅速かつ適切に対応するため、相談・支援及び救済体制の充実強化と相談機関相互の一層の連携に努めます。

- ・相談機関職員の資質向上のための専門的研修の実施
- ・相談機関の交流による情報交換と円滑な連携
- ・さまざまな機会を通じての相談窓口の周知
- ・相談者の心情に十分配慮した対応



課題別施策の推進

1 課題横断的な人権課題

特定の分野に限定されず、いずれの人権課題にも関連している人権課題を、その解決が各人権課題を解決する上で不可欠な「課題横断的な人権課題」と位置付け、各人権課題に対する取組と併せて、人権施策を総合的に推進します。

インターネット上の人権侵害

インターネットの普及は、大きな利便性をもたらす一方、インターネット上の掲示板やSNSに人権を侵害する書き込み等が増加するなど、差別を助長し重大な人権侵害を引き起こしています。

このため、世代を問わず、一人ひとりがインターネット利用上のモラルを守り、正しく利用するための教育・啓発に取り組めます。

<基本的な施策の方向>

- ア 情報リテラシー向上運動の推進
- イ 「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」の活動
- ウ インターネット等青少年を取り巻く問題への対応



2 各人権課題

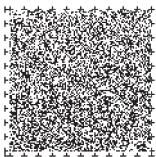
女性

男女が対等なパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を発揮する社会を実現するためには、性別による差別的取扱いを受けないことや、個人として能力を発揮する機会が保障されること、あらゆる暴力が根絶されることなど、男女の人権が尊重されることが重要です。

このため、「男女共同参画社会」の実現を目指してさまざまな施策に取り組めます。

<基本的な施策の方向>

- ア 男女共同参画社会の基盤づくり
- イ 男女の人権が尊重される社会の構築
 - ①性別に基づくあらゆる暴力の根絶
 - ②生涯を通じた女性の健康支援
 - ③生活上のさまざまな困難を抱える人々への支援
 - ④男女共同参画の視点に立った防災・復興対策の推進
- ウ 男女が共に活躍する社会づくり



子ども

「児童の権利に関する条約」では、子どもを保護の対象から権利の主体として、「子どもの最善の利益」を優先させることとしています。

しかし、子どもと子育て家庭を取り巻く地域・社会経済環境が大きく変化する中、子育てに不安や悩みを持ち孤立化する親が増加し、子ども虐待の複雑・深刻化、いじめの増加など多くの問題が生じています。

このため、すべての子どもの人権が尊重され、子どもが主体性を発揮しながら、健やかに成長できるよう社会全体で子育てを応援する環境づくり、体制づくりに取り組みます。

<基本的な施策の方向>

- ア 啓発の推進と意識の高揚
- イ 子育て支援の推進
 - ①子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり
 - ②みんなで子ども・子育てを応援する地域づくり
 - ③子育て家庭をきめ細かくサポートする体制づくり
 - ④子どもを守り支援する体制づくり
- ウ 人権尊重の意識を高める教育の推進
 - ①学校教育の充実
 - ②社会教育の充実



高齢者

高齢者の尊厳が重視され、住み慣れた地域や家庭で安心安全に生活することは極めて大切です。しかし、寝たきりや認知症など介護を要する高齢者の増加、介護の長期化・重度化等による家族介護者等の身体的・精神的・経済的負担の増大に加え、所在不明や虐待、消費者被害など、人権や尊厳が脅かされるような問題が生じています。

このため、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、成年後見制度等の活用促進や認知症の人とその家族への支援などを通じ、高齢者の人権に配慮した自立支援を促進し、社会参加や他世代との交流を進めるとともに、高齢者が自ら社会の一員として寄与する活動の推進に取り組みます。

<基本的な施策の方向>

- ア 地域包括ケアシステムの構築
 - ①在宅医療と介護の連携の推進
 - ②生活支援と介護予防の推進
- イ 権利擁護の推進
- ウ 認知症施策の推進
 - ①医療・介護サービスの提供
 - ②地域で支える体制の整備
- エ 生活環境の整備
- オ 社会参加の促進と交流



課題別施策の推進

障害のある人

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための取組が必要です。

このため、障害の特性やニーズに応じた障害福祉サービスの充実など、障害のある人の社会活動への参加や自立支援に向けて、「障害者基本法」等に基づき、障害のある人の意見を十分反映しながら総合的、計画的に施策に取り組みます。

<基本的な施策の方向>

- ア 心のバリアフリーの推進
- イ 主体的な選択の尊重
- ウ 地域生活の支援
 - ①保健・医療
 - ②福祉
 - ③ボランティア
 - ④生活環境
- エ 自立と社会参加の促進
- オ 権利擁護の推進



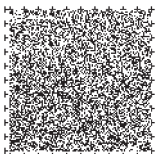
同和問題

同和問題は、憲法によって保障された基本的人権に関わる課題として、その解決に向けた各種施策が展開されてきました。これらの施策の推進と人々の努力によって、解決に向かっています。

一方、差別の解消やえせ同和行為の排除などの課題もあることから、国、市町村や関係機関等と連携して、さまざまな場を通じて、啓発・教育等に取り組みます。

<基本的な施策の方向>

- ア 啓発の推進
- イ 教育の推進
 - ①学校教育の充実
 - ②社会教育の充実
- ウ 公正な採用選考及び雇用の促進
- エ 隣保館活動への支援等
- オ えせ同和行為の排除



外国人

県内で暮らす外国人は増加していますが、言葉や文化、生活習慣の違いなどのため、偏見や差別のほか、日常生活の中でさまざまな問題を抱えています。

このため、外国人を含むすべての人が住みやすい多文化共生社会を実現するため、在住外国人に対するさまざまな支援や各種研修会・交流会の充実に取り組みます。

<基本的な施策の方向>

- ア 人権意識の啓発と相互理解の促進
- イ コミュニケーション支援
 - ①情報の多言語化
 - ②日本語及び日本社会に関する学習支援
- ウ 生活支援
 - ①子育て・教育
 - ②適正な雇用等の促進
 - ③保健・福祉等の充実
 - ④防災
 - ⑤連携による相談・支援体制の充実



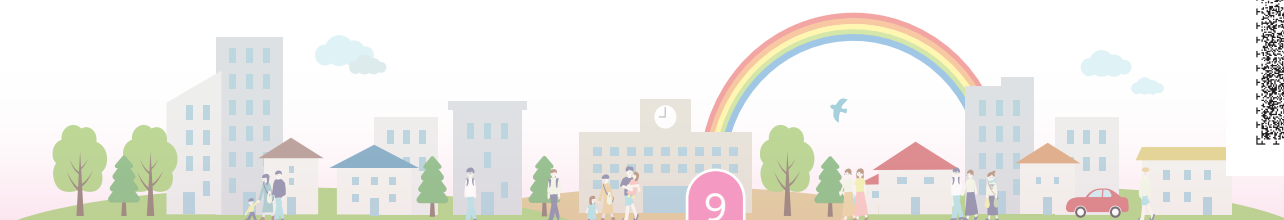
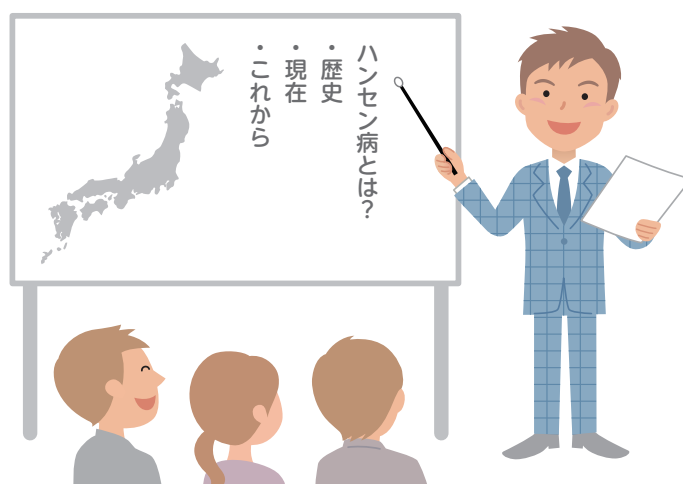
ハンセン病患者・元患者及びその家族

昭和6年の「らい予防法」によりハンセン病患者を療養所へ隔離する政策がとられ、患者や家族は厳しい偏見や差別を受けてきました。平成8年に法律が廃止された後も、家族関係の断絶や自身の高齢化等により、入所者の社会復帰は困難な状況にあります。

このため、同じ間違いを繰り返さないよう、ハンセン病問題の正しい知識の普及啓発による偏見・差別の解消に努めるとともに、療養所入所者等の福祉の増進に取り組みます。

<基本的な施策の方向>

- ア 偏見・差別解消のための啓発の実施
- イ 入所者の福祉増進施策の実施



課題別施策の推進

患者等

HIVの感染経路は特定されており、いたずらに感染を恐れる必要はないことなどの正しい知識を普及・啓発し、検査・相談・診療体制を整備します。また、新たな感染症に対して、正しい知識や感染防止策等の情報提供を迅速に行うとともに、感染者や医療従事者等に対する差別につながることをないように啓発に取り組みます。

<基本的な施策の方向>

【HIV感染・エイズ】

- ア 正しい知識の普及・啓発
- イ 相談・検査体制の充実
- ウ 診療体制の充実
- エ 学校における教育・啓発

【その他の疾病等】

- ア 正しい知識の普及・啓発
- イ 自己決定の尊重
 - ①インフォームド・コンセント
 - ②診療情報の開示
 - ③入院患者の人権
- ウ プライバシーへの配慮
- エ 社会参加と生活の支援

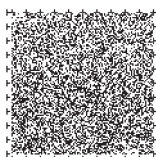


犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者やその家族・遺族が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく必要な支援等が受けられるよう、総合的かつ計画的に施策に取り組みます。

<基本的な施策の方向>

- ア 損害回復・経済的支援等
- イ 精神的・身体的被害の回復・防止
- ウ 刑事手続への関与拡充
- エ 支援等のための体制整備
- オ 県民の理解の増進と配慮・協力の確保
- カ インターネット上の誹謗中傷等による二次的被害の防止への取組
- キ 性犯罪・性暴力被害者に対する支援



性的マイノリティの人々

一人ひとりの人間が持っている性は、「身体の性」、「社会に割り当てられた性」、「ジェンダーアイデンティティ」（性自認）、「性的指向」（好きになる性）等の要素が組み合わさったもので多様ですが、L G B T Qなどの性的マイノリティの人々は、周囲の理解不足による偏見や差別に苦しむなど、日常生活を送る上で暮らしにくい状況に置かれることがあります。

このため、多様な性に関する知識と理解を深めるための啓発、教育の推進に取り組みます。

<基本的な施策の方向>

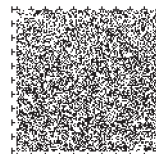
- ア 理解増進のための啓発
- イ 相談体制の充実
- ウ 学校教育における教育・啓発



ホームレス（路上生活者）

<基本的な施策の方向>

ホームレスの自立に向けて、福祉事務所等において、一人ひとりの状況やニーズに応じた情報提供や相談支援、民間団体等と連携した一時的な食の提供等の生活支援、ハローワーク等と連携した就労支援に取り組みます。



課題別施策の推進

自殺問題

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、さまざまな社会的要因があり、予防には社会的要因に対する働きかけとともに、精神保健上の問題について、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から取組が必要です。

このため、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「第4次岡山県自殺対策基本計画」に基づいた総合的な対策に取り組みます。

<基本的な施策の方向>

- ア 地域におけるネットワークの強化
- イ 自殺対策を支える人材の育成
- ウ 住民への啓発と周知
- エ 自殺未遂者等への支援の充実
- オ 自死遺族等への支援の充実
- カ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育



被災者

<基本的な施策の方向>

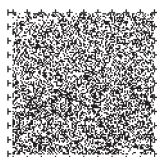
南海トラフ地震や大規模風水害の発生が懸念されている現状を踏まえ、市町村と連携し災害時に被災者の状況に応じた支援に努めるとともに、被災者をめぐる人権問題について、理解を深める啓発に取り組みます。

刑を終えて出所した人及びその家族

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見は根強く、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて周囲の人々の理解と協力が必要です。

<基本的な施策の方向>

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくすよう国や関係機関と連携した啓発活動に取り組むとともに、犯罪をした人のうち、高齢又は障害のため福祉の支援を必要とする人には、多様な関係機関が連携し、社会復帰を支援します。



中国残留邦人とその家族

<基本的な施策の方向>

国及び市町村等と連携をとりながら、永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における早期の自立を促進し、生活の安定が図られるよう必要な施策に引き続き取り組みます。

拉致問題

<基本的な施策の方向>

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」をはじめとする機会を捉えた啓発や、全国知事会等を通じての拉致問題早期解決の国への要望活動に引き続き取り組みます。

その他今後新たに生起・顕在化する人権課題などについても、すべての人々の人権を尊重する視点に立って、それぞれの問題の状況に応じて適切に対応するよう努めます。

 推進体制

●県における体制

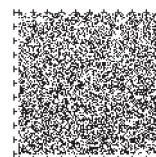
- ・学識経験者で構成する岡山県人権政策審議会を設置し、人権政策に関する重要事項について調査審議します。
- ・政策推進会議、人権施策推進会議、人権啓発マトリックス等により、全庁を挙げて人権尊重の視点に立った行政を推進します。

●国や市町村等との連携・協力

- ・国、市町村、関係機関等と情報交換・役割分担しながら、岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会等を通じて、緊密な連携・協力を図り、人権施策を推進します。
- ・市町村が地域の実情に即した取組が行えるよう、情報の提供や事業の支援を行います。

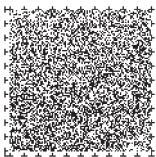
●民間との協働

- ・県民、ボランティア、NPO、企業、大学などさまざまな主体と協働して取組を一層推進します。



人権に関する週間、月間等

1月	
2月	
3月	・自殺対策強化月間 ・青少年健全育成強調月間（岡山県） ・8日 国際女性の日 ・21日 国際人種差別撤廃デー
4月	・若年層の性暴力被害予防月間 ・2日 世界自閉症啓発デー ・2日～8日 発達障害啓発週間
5月	・春のこどもまんなか月間 ・1日～7日 憲法週間（3日 憲法記念日） ・5日～11日 児童福祉週間
6月	・男女雇用機会均等月間 ・1日 人権擁護委員の日 ・1日～7日 HIV検査普及週間 ・第1月曜日から1週間 いじめについて考える週間（岡山県） ・22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日 ・23日～29日 男女共同参画週間 ・25日を含めた週の日曜日～土曜日 ハンセン病を正しく理解する週間
7月	・青少年の被害・非行防止全国強調月間 ・青少年健全育成強調月間（岡山県） ・社会を明るくする運動強調月間 ・再犯防止啓発月間
8月	
9月	・障害者雇用支援月間 ・認知症月間（世界アルツハイマー月間）（21日 認知症の日（世界アルツハイマーデー）） ・10日～16日 自殺予防週間 ・15日～21日 老人週間（15日 老人の日、第3月曜日 敬老の日）
10月	・高齢者雇用支援月間 ・1日～7日 「法の日」週間（1日 法の日）
11月	・秋のこどもまんなか月間 ・児童虐待防止推進月間 ・子ども・若者育成支援推進強調月間 ・青少年健全育成強調月間（岡山県） ・男女共同参画推進月間（岡山県） ・11月1日～12月1日 犯罪被害者月間 ・12日～25日 「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（25日 女性に対する暴力撤廃の国際デー）
12月	・1日 世界エイズデー ・3日～9日 障害者週間（3日 国際障害者デー、9日 障害者の日） ・4日～10日 人権週間（10日 世界人権デー） ・10日～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間



岡山県では、人権問題についての理解と認識を深めるとともに、人権意識を高めるための人権啓発活動を推進しています。

この啓発活動が、身近なものとして県民の皆様に親しまれるものとなるよう、「岡山県人権啓発シンボルマーク」を作成し、「人権啓発キャッチフレーズ」とともに広く活用しています。



趣 旨

岡山といえば桃太郎。顔の輪郭は岡山県の「O」や思いやりの「O」を、頭上には人権の「人」をイメージし、「晴れの国おかやま」らしく明るく元気な、笑顔と思いやりのあふれる桃太郎を、心温まる赤色で描きました。指は、頭上の「人」の文字をさしており、人権が尊重される社会が「一番」大切であることを示しています。

キャッチフレーズ「ひろげよう あふれる笑顔と 思いやり」にマッチし、子どもから大人まで多くの方に愛着を持ってもらえる、夢と希望にあふれるシンボルマークです。

（制定：平成17年11月）

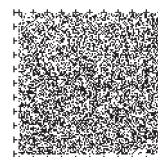


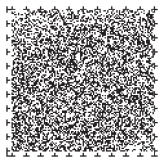
ひろげよう あふれる笑顔と 思いやり

趣 旨

本県で初めて開催した人権啓発全国フェスティバル「ハートフルフェスタ2004おかやま」のテーマとして作成したものです。

（制定：平成16年8月）





第6次岡山県人権政策推進指針(概要版)

令和8(2026)年3月発行

岡山県 県民生活部 人権・男女共同参画課
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話086-226-7407 FAX086-234-5924
<https://www.pref.okayama.jp/page/708311.html>

